

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額（17年度）

区 分	起 訴 事 件										区 分			
	前年からの繰越未決	本年の起訴	計	有罪無罪						有罪に係る人員及び金額				
				有罪	無罪	公訴権減	未決	懲役刑を科せられたもの	罰金	人員		金額		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	申告所得税
		-	X	X	X	-	-	X	X	X		X	X	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	法人税
		-	X	X	X	-	-	X	X	X		X	X	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	その他
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	合 計
		-	5	5	3	-	-	2	3	3		3	34,500	

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(1)-2 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年)

区 分	起 訴 事 件										区 分	
	前年からの繰越未決	本年の起訴	計	有罪無罪公訴権減未決						有罪に係る人員及び金額		
				有罪	無罪	公訴	権減	未決	懲役刑を科せられたもの	罰金		人員
外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-
	内	X	X	X	X	-	-	X	X	-	X	X
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-
	内	X	X	X	X	-	-	X	X	-	X	X
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-
	内	2	2	4	3	-	-	1	3	-	3	42,000

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数(17年度)

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 -	ほ脱犯規定	外	件 -
		X			X			-
第 244 条	外	X	第 164 条	外	X	両罰規定	外	-
		-			-			-
合 計	外	X	合 計	外	X	合 計	外	-
		X			X			-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年度)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2)-2 犯則者違反行為別件数(17年)

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		-
	X		X		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	X		X		-
	-		-		-
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	X		X		-
	X		X		-

調査期間：平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区 分			
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計										
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越 処 理 未 済	要件 処 理 数		
		検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			4	検 挙
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通 告 処 分	処 理 件 数		
		収 税 官 吏 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	収 税 官 吏 告 発
			そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分			
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分			
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発			
処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅				
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数				
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額				
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	148 690	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額				

調査対象等：平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分				
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯				計		
要履行件数	前年度からの 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 繰越処理未済	要履行件数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
	通告処分	外	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		通告処分
		外	-	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
計	外	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	計		
	外	-	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4			
履行等件数	通告不履行 による告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行 による告発	履行等件数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通告後 訴訟権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 訴訟権消滅		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
通告履行	外	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通告履行		
	外	-	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4			
計	外	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	計		
	外	-	2	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4			
本年度未 履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 履行未済件数		
通告履行罰科金額 相当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額 相当		
	外	-	-	148	148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	148			
	外	-	390	300	690	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	690			

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	483,787	-	2	18,722	-	4	502,509	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	483,787	-	2	18,722	-	4	502,509	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
" 第2号	-			" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第2号	-			" 第2号	-	" 第3号	-	" 第3号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	" 第4号	-	" 第4号	-
" 第4号	-			" 第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
" 第2号	-	第15条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	" 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	" 第2号	-
				第24条	-	" 第2号	-	" 第3号	-
				第25条第1号	-	" 第3号	-		
				" 第2号	-				
				" 第3号	-				
				" 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				" 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。